

公益財団法人福島県国際交流協会国際交流サロンの
設置及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人福島県国際交流協会（以下「協会」という。）が事務所に設置する国際交流サロン（以下「サロン」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(サロン設置の目的)

第2条 サロンは、国際交流に関心がある県民や国際交流活動を行っている様々な団体（以下「利用者」という。）が各種の情報を得たり、相互の交流や活動を行うことができる場を提供することを目的として設置する。

(利用時間)

第3条 原則として、協会の執務時間内とする。

(利用方法)

第4条 利用者は、原則として誰でも予約なしで利用することができる。ただし、団体が会合等の活動を行う場合には、協会に利用希望日の3週間前から利用申請書（様式1）により申込みをしなければならない。

2 協会は、サロンの運営及び協会の業務に支障がないと認める時は、利用申請を承認するものとする。

(サロンでの禁止活動)

第5条 利用者は、サロンの利用に当たり以下のことをしてはならない。

- (1) 営利を目的とした活動
- (2) 政治又は宗教に関する活動
- (3) 騒音等により協会の業務に支障が出る活動
- (4) 他の利用者の迷惑になる活動
- (5) 設備、図書備品等を破損する活動
- (6) その他管理上支障となる活動

(その他)

第6条 利用者は、サロンの設備、備品等を利用した場合には、現状に復さなければならない。

- 2 利用者は、サロンに危険物、動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込んで서는ならない。
- 3 利用者は、サロンの設備、備品等を細心の注意を払って利用するものとし、汚損、破損等をした場合はその損害を賠償しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。